

大分県報

令和五年
第四四九号
十月三日

（火曜日）

目次

青少年に有害な図書等の指定	一
指定漁船調書の縦覧	一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	二
令和五年度砂利採取業務主任者試験の実施	三

○告 示

大分県告示第四百十三号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

令和五年十月三日

大分県知事

佐藤

樹一郎

指定年月日	種類	名 称	発行所名等	指定理由
令五・ 九・二一	雑誌	実話BUNKAタブー 八月号	(株)コアマガジン	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しく

大分県告示第四百十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和五年十月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

速見郡日出町大字平道二千二十五番地

安部 敬

速見郡日出町大字豊岡千七十三番地の六

田中 末富

速見郡日出町大字平道二千二十八番地

田中 力夫

2 加入区

豊岡加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和五年十月三日から同月十七日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

(二) 速見郡日出町大字大神五千四百十八番地
大分県漁業協同組合日出支店事務所

大分県告示第四百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
萩原②	豊後大野市犬飼町柚野木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、豊後大野土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
山田④	豊後大野市犬飼町高津原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
落合③	豊後大野市犬飼町山内	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
栗の木⑤	豊後大野市犬飼町栗ヶ畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
栗の木⑥	豊後大野市犬飼町久土知	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
石田⑥	豊後大野市千歳町石田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
尾平②	豊後大野市犬飼町栗ヶ畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
上崩②	豊後大野市犬飼町栗ヶ畑	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
天神②	豊後大野市緒方町天神	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
初迫②	豊後大野市緒方町天神	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
久土知⑤	豊後大野市緒方町久土知	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
久土知⑥	豊後大野市緒方町久土知	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

桑原⑤	豊後大 野市緒 方町天 神	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
竹脇⑤	豊後大 野市緒 方町大 化	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
竹脇⑥	豊後大 野市緒 方町大 化	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○公 告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、次のとおり令和五年度砂利採取業務主任者試験を実施する。

令和五年十月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 試験の日時

令和五年十一月十日（金） 午前十時から正午まで

二 試験の場所

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎新館地下二階B二二会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 試験の方法

筆記試験

五 受験願書の受付期間及び受付方法

1 受付期間

令和五年十月十三日（金）から同月二十七日（金）まで

なお、郵送により受験願書を提出する場合は、令和五年十月二十七日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間

午前九時から午後五時まで

六 願書提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇一）

大分県土木建築部河川課

七 提出書類

1 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）様式第九）（以下「受験願書」という。）

2 写真一葉（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

八 受験手数料

八千円（大分県収入証紙による納付又はキャッシュレス対応収納窓口でのキャッシュレス納付）

九 受験願書の入手方法

1 受験願書の交付場所

大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiku/17200/13-zyarisaitsyu-shiken-zss.html>

十 その他

その他詳細については、大分県土木建築部河川課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。